

京都府最低賃金のお知らせ

京都府最低賃金を12円引き上げ

京都府最低賃金（地域別最低賃金）は現行時間額717円を12円引き上げ729円に平成21年10月17日より改正することとなりました。

京都府最低賃金	適用対象	現行	改正金額
時間額	京都府下の事業場で働くすべての労働者及びその使用者	717 円	729円

京都府内の使用者は、この金額より低い金額で労働者（パートタイマー・アルバイト等を含む）を使用することはできません。

除外賃金

最低賃金には次の賃金は参入されません。
精・皆勤手当、通勤手当、家族手当
時間外・休日及び深夜手当
臨時に支払われる賃金
1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金

詳細は京都労働局労働基準部賃金室（電話 075-241-3215）又は最寄りの労働基準監督署にお尋ねください。